○文化庁告示第六十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、岐阜県可児郡御嵩町の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十二月八日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
中山道	昭和六十二年文部省告示第百十九号、平成三年文部省告示第五十五号、平成二十二年文部科学省告示第十八号及び平成二十八年文部科学省告示第百四十五号	御嵩町（岐阜県）

○文化庁告示第六十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、徳島県名西郡神山町の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十二月八日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
阿波遍路道 焼山寺道 一宮道 恩山寺道 立江寺道 鶴林寺道 太龍寺道 かも道 いわや道 平等寺道	平成二十二年文部科学省告示第百二十三号、平成二十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百七十二号及び平成二十八年文部科学省告示第百四十四号	神山町（徳島県）

○文化庁告示第六十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十二月八日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
旧藏内氏庭園	平成二十七年文部科学省告示第三十九号	築上町（福岡県）

○農林水産省告示第二千四百九号

平成二十八年五月十九日農林水産省告示第千二百二十九号（肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び月齢を定める件）は、平成二十八年十二月八日限り廃止する。ただし、熊本県において生産された肉用子牛であって、平成二十九年三月三十一日までの間に譲り受けられ飼養が開始されたものに対する肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）附則第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

平成二十八年十二月八日

農林水産大臣　山本　有二

○農林水産省告示第二千四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町小塩字西名無木二〇七三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西名無木二〇七三の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区有東木字タケノ段一九六の二・一三七一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一九七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字タケノ段一九六の二・一九七の一・一三七一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市門司区大字畑字戸ノ上ヒラ二四七六の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）